

～ 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント ～

宮崎県人事委員会

(平成28年10月6日)

【内容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の仕組みと手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 公民較差の状況
- 5 本年の給与改定について
- 6 最近の給与勧告の状況(行政職)

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっている職員は、下表のとおりです。

項目 給料表		職員数(人)			平均年齢(歳)		
		平成28年	平成27年	増 減	平成28年	平成27年	増 減
県 関 係 職 員	行 政 職	3,972	3,977	△ 5	42.8	42.8	0.0
	公 安 職	1,989	1,979	10	38.9	38.6	0.3
	教育職(一)	58	53	5	45.4	45.3	0.1
	教育職(二)	2,549	2,528	21	43.8	44.0	△ 0.2
	研 究 職	207	211	△ 4	42.3	42.1	0.2
	医療職(一)	36	35	1	37.5	37.2	0.3
	医療職(二)	220	223	△ 3	41.7	41.5	0.2
	医療職(三)	128	125	3	40.3	39.8	0.5
市 町 村 立 学 校 職 員	教 育 職	5,614	5,683	△ 69	46.4	46.5	△ 0.1
	学校栄養職	4	12	△ 8	32.3	38.0	△ 5.7
	事 務 職	282	287	△ 5	44.1	43.1	1.0
計		15,059	15,113	△ 54	43.8	43.8	0.0

※ 平成28年4月1日現在の状況である。この表には再任用職員は含まない。

2 給与勧告の仕組みと手順

宮崎県人事委員会では、地方公務員法の規定(均衡の原則)に基づき、民間事業所の従業員の給与を実地に調査し県職員の給与と精密に比較するとともに、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に勘案した上で、給与勧告を行っています。

職種別民間給与実態調査

- 人事院と全国の人事委員会が共同で実施
- 対象:企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 期間:5月1日～6月17日

県職員給与等実態調査

- 単純労務職員、企業職員等を除く全職員の本年4月分の給与等について調査

【平成28年職種別民間給与実態調査について】

- 本県では、母集団345事業所から無作為に抽出された128事業所において実地調査を実施
- 本年4月分の給与及び賞与(前年8月～本年7月)の支給状況等を調査

公民較差の算出

- ラスパイレス方式(役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較)により、民間企業従業員と県職員(行政職)の4月分給与を精密に比較
- 民間企業従業員と県職員の特別給の年間支給月数を比較

民間給与、人事院の勧告や他都道府県等の状況を総合的に勘案し、給料表・手当の改定等の内容検討・決定

人事委員会勧告

県議会

(条例改正案の審議・議決)

条例改正案提出

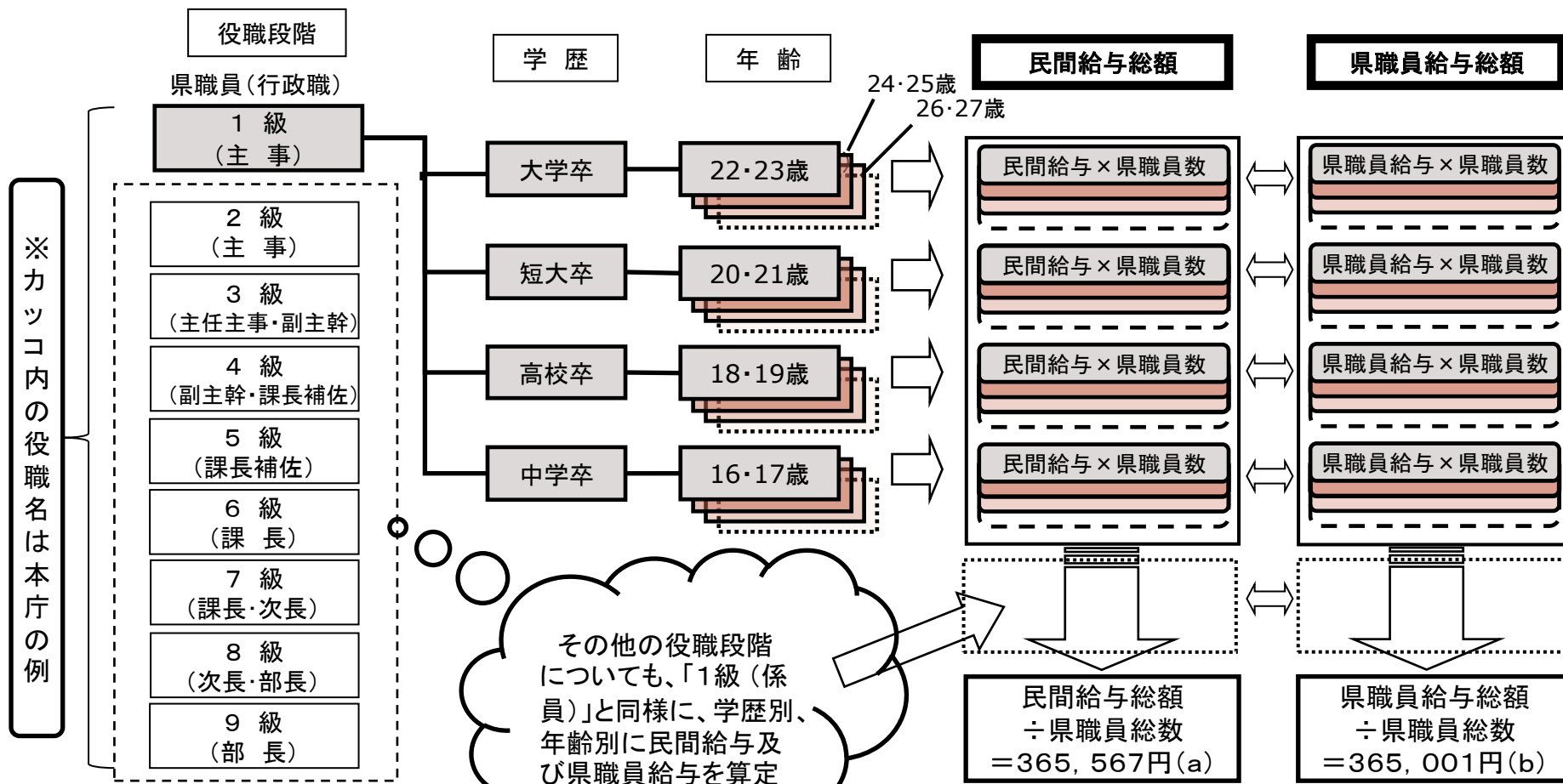
知事

(勧告の取扱い決定)

3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

県と民間企業では、組織の規模や構成、従業員の年齢構成等が異なることから、県職員と民間企業従業員の給与を精確に比較するため、役職段階、学歴及び年齢の条件を等しくする者同士で比較(ラスパイレス比較)を行っています。

この方法により、公務員に民間の給与額を支給したとすれば、その給与は現在と比べてどの程度差があるかを算出することができます。



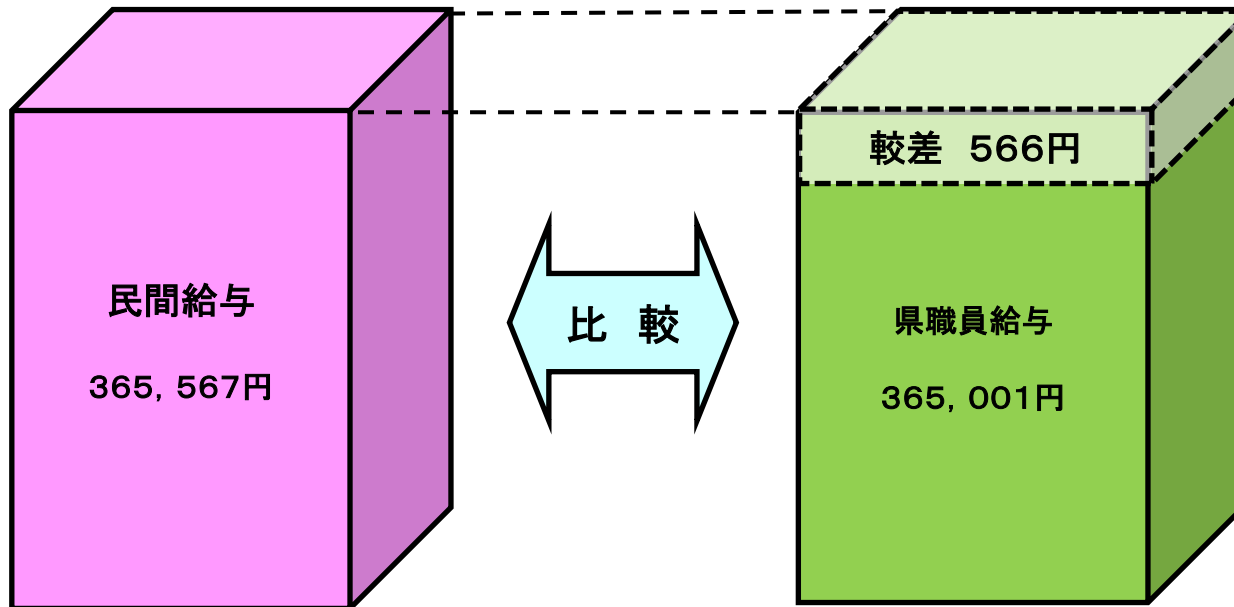
※ 民間、県職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

本年の較差(a-b) 566円(0.16%)

4 公民較差の状況

月例給

本年の公民較差の状況について、ラスパイレス比較に基づき比較したところ、566円の較差（民＞県）がありました。



特別給(ボーナス)

民間の支給月数(4. 28月)は県職員の支給月数(4. 20月)を上回っていました。

5 本年の給与改定について(1)

較差等に基づく給与改定

給料表

- 人事院勧告に準じ、平均0.2%引上げ
※1級の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定

諸手当

- 初任給調整手当 … 医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ

特別給(ボーナス)

- 支給月数を0.10月分引上げ(現行4.20月→4.30月)
- 勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分

※実施時期は、平成28年4月1日。ただし、平成28年12月期の特別給の支給月数の改定は平成28年12月1日から、平成29年度以降の特別給の支給月数の改定は平成29年4月1日から実施。

5 本年の給与改定について(2)

給与制度の改正等

- 扶養手当について、人事院勧告に準じ、次のとおり見直しを行う。(平成29年4月1日から段階的に実施)
 - ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)
 - ・ 行政職給料表9級相当の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。
行政職給料表8級相当の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
なお、実施に当たっては、本県の実情を考慮し、段階的に行うこととする。

現行と制度完成時の扶養手当の手当額

(単位:円)

扶養親族		年度	平成28年度		制度完成時
配偶者	行政職給料表7級以下		13,000	(段階実施) 	6,500
	行政職給料表8級		13,000		3,500
	行政職給料表9級		13,000		(支給しない)
子			6,500		10,000
父母等	行政職給料表7級以下		6,500		6,500
	行政職給料表8級		6,500		3,500
	行政職給料表9級		6,500	(支給しない)	

(注)「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

- 給与制度の総合的見直しに係る経過措置について、国及び他の地方公共団体の状況や本県の実情を踏まえ、その実施期間について検討する必要がある旨報告

6 最近の給与勧告の状況(行政職)

本県の平成14年から本年までの給与勧告の状況は下表のとおりです。

	月例給		特別給(ボーナス)		平均年間給与(行政職)
	改定額	改定率	年間支給 月数	対前年月数	増減額
平成14年	△8,250円	△2.05%	4.65月	△0.05月	△15.7万円
平成15年	△4,641円	△1.17%	4.40月	△0.25月	△17.4万円
平成16年	—	—	4.40月	—	—
平成17年	△1,411円	△0.36%	4.45月	0.05月	△0.3万円
平成18年	—	—	4.425月	0.025月	△1.0万円
平成19年	777円	0.20%	4.45月	—	1.2万円
平成20年	—	—	4.45月	—	—
平成21年	△954円	△0.25%	4.15月	△0.30月	△13.0万円
平成22年	△652円	△0.17%	3.95月	△0.20月	△8.5万円
平成23年	△1,071円	△0.29%	3.95月	—	△1.7万円
平成24年	—	—	3.95月	—	—
平成25年	—	—	3.95月	—	—
平成26年	876円	0.24%	4.10月	0.15月	6.7万円
平成27年	3,695円	1.02%	4.20月	0.10月	9.5万円
平成28年	436円	0.12%	4.30月	0.10月	4.2万円